

全面的な在宅勤務への移行について

当事務所では、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大とこれに伴う緊急事態宣言が正式に公表される見込みを受け、2021年1月12日（火）より、再度、全面的な在宅勤務へ移行させていただくこととなりました。これにより、弁護士及びスタッフ等は、原則として緊急事態宣言期間満了までの間、自宅で執務・業務を行うこととなります。

つきましては、当事務所へのご連絡等に関し、下記のとおりとさせていただきたく存じます。

・各弁護士への連絡方法

原則として、E-mail や Slack 等の電話以外の方法でのご連絡をお願いいたします。

ただし、担当弁護士の携帯電話番号をご存知の方で、緊急の場合には、直接ご連絡をお願いいたします。

・FAX

当事務所にて受信した FAX は、各弁護士の E-mail アドレス宛に転送されますので、各弁護士にて確認が可能です。

・郵便物

当事務所にて、定期的に受領・発送させていただきます。

ただし、対応には若干お時間をいただく場合がございます。

・会議の開催方法

原則として、電話会議・ウェブ会議等、非対面形式の方法にてご対応させていただきます。

具体的な対応方法につきましては、各担当弁護士において個別にご相談させていただきます。

ご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

以上